

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	京都機械工具株式会社		コード	5966
提出日	2025/11/11	異動（予定）日	2025/11/27	
独立役員届出書の提出理由	2025/11/27開催の臨時株主総会にて監査等委員を新たに選任するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岩永憲秀	社外取締役	○													○	新任	有
2	長谷川葵	社外取締役	○													○	新任	有
3																		
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
2		当社社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
3		
4		
5		

4. 補足説明

【当社社外取締役独立性判断基準】

京都機械工具株式会社（以下、「当社」という）は、適正なガバナンスを確保するために、社外取締役は可能な限り独立性を有することが望ましいとする。ついては社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人である者、又はあつた者。
2. 当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた者をいう。）、又はその業務執行者。
3. 当社グループの主要な取引先である者（当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループに対して行った者をいう。）、又はその業務執行者。
4. 当社の大株主（議決権所有割合（株式を直接・間接保有を問わず）が10%以上の株主をいう。）、又はその業務執行者。
5. 当社グループが、議決権所有割合（株式を直接・間接保有を問わず）を10%以上保有する法人等、又はその業務執行者。
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者。
7. 当社グループから役員報酬以外に多額（年間100万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士等の専門家。（当該財産を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該法人又は団体に所属する者）
8. 当社グループから多額（年間100万円以上）の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者。
9. 当社グループから社外取締役・社外監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者。
10. 過去3年間において、上記2から9に該当する者。
11. 上記1から9に該当する者（重要な地位にある者に限る）の配偶者又は二親等内の親族。
12. 前各項の定めにかかわらず、その他に当社と利益相反が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。